

中国「知的財産権保護・運用『第 15 次 5 カ年規画』」（国発〔2026〕30 号）

— 内容の整理と国内外の初期反応・関連政策文脈 —

2026 年 8 月 19 日時点（第 2 版）

Claude Opus 5

凡例：中国語原語と日本語の対応は、著作権（版權）、営業秘密（商業秘密）、特許（專利）、实用新型（实用新型）、意匠（外觀設計）とし、以下では日本語表記に統一する。「確認事実」は末尾の参考文献で確認できた記述、「分析」は筆者の解釈・推論を指す。5

1. 要旨

本規画は、2026 年 7 月 20 日の国务院常务会议で審議・可決され³、7 月 27 日付で国発〔2026〕30 号として印発、7 月 31 日に中国政府網および国家知識産権局（CNIPA）ウェブサイトで公表された¹。「第 15 次 5 カ年規画」期間（2026～2030 年）の知的財産権の保護と運用に関する予期性指標、重点任務、専項工程を定めるもので、《知的財産権強国建設綱要（2021—2035 年）》を支える 2 番目の 5 カ年規画にあたる^{1,2}。

第一に、本規画は「量から質」への転換を測定面で強化した。予期性指標は前期の 8 項目から 6 項目に絞られ、中核指標である高価値発明特許の定義も 5 類型から 4 類型へ**縮小**された（質権融資類型の削除）^{1,6}。指標達成のハードルはむしろ上がっている。

第二に、AI、データ知的財産権、営業秘密、オープンソース等の領域は前期規画にも存在しており、本規画の特徴はこれらの「新規導入」ではなく**具体化・深化**にある。真に新規性が高いのは、特許出願における AI 使用申告制度の研究、国際標準必須特許（SEP）専題データベースの構築、宇宙ステーション知財保護ルールの整備といった個別施策である^{1,6}。

第三に、公表から約 3 週間（本報告作成時点）であり、外国政府・商工会議所・日本の業界団体による**本規画固有**の公式論評は確認できなかった。本報告が扱う米国スペシャル 301 条報告書や WTO 紛争 DS611・DS632 は、本規画に対する評価ではなく**背景となる関連政策文脈**である。この区別は本文中でも維持する。

第四に、日本企業の実務対応上、最も期限が明確なのは商標法である。全面改正商標法は 2026 年 6 月 26 日に成立・公布済みで、2027 年 1 月 1 日施行が確定している^{7,8}。したがって監視対象は「改正の有無」ではなく、実施条例、審査・審理指南、経過措置の整備状況である。

2. 規画の位置づけと目標

2.1 成立経緯と基本情報（確認事実）

時 点	事 項
2026 年 7 月 20 日	国務院常務会議（李強総理主宰）が審議・可決
2026 年 7 月 27 日	国発〔2026〕30 号として印発
2026 年 7 月 29 日	国務院新聞弁公室が記者会見（CNIPA 芮文彪副局長ほか）
2026 年 7 月 31 日	中国政府網・CNIPA で公表

出典：[1][3][4]。正式名称は《知识产权保护和运用“十五五”规划》。

段階目標として、2030 年までに「知的財産権の総合実力と国際競争力の一層の増強」「知的財産権強国建設で決定的な進展」を、2035 年までに「総合競争力が世界前列に躍進」「中国の特色ある世界水準の知的財産権強国を基本的に完成」を掲げる^{1,2)}。

公表版の範囲について。公表本文には「（本文有刪減）」との注記がある¹⁾。削除部分の内容および分量は、非省略版が公表されない限り確認できない。本報告の記述はすべて公表版の範囲に基づく。

2.2 予期性指標（專欄 1）

No.	指 標	2025 年	2030 年
1	人口 1 万人あたり高価値発明特許保有量（件）	16	>22
2	知的財産権（特許）密集型産業付加価値の GDP 比（%）	13.38 ※	14.60
3	著作権産業付加価値の GDP 比（%）	7.46 ※	7.53
4	知的財産権使用料輸出入総額（億元）	〔19,600〕	〔20,000〕
5	地理的表示産品直接産値（億元）	9,690 ※	11,000
6	知的財産権保護社会満足度（点）	82.81	83.90

注：※は 2024 年データ。〔 〕内は 5 年累計値。出典：[1][6]。

2.3 「十四五」規画との比較（確認事実と分析）

(a) 高価値発明特許の定義は縮小された（重要）。「十四五」期の定義は、①戦略的新興産業の有効発明特許、②海外に同族特許権を有する有効発明特許、③維持年限が 10 年を超える有効発明特許、④相当額の質権融資を実現した有効発明特許、⑤国家科学技術賞または中国専利賞を受賞した有効発明特許、の 5 類型であった⁹⁾。本規画の專欄 1 注記はこのうち④質権融資類型を含まない 4 類型としている¹⁾。

分析：金融取引の実績という、技術的価値と必ずしも直結しない類型が外れたことは、指標の技

術・市場価値志向を純化する方向の変更である。したがって「定義拡張により達成が容易になった」という評価は成り立たない。2025 年実績 16 件から 2030 年 22 件超（約 37%増）という目標は、定義が厳格化された下での設定として、相応に野心的と評価すべきである。

(b) 指標の絞り込み。前期は 8 項目の予期性指標を設定し、うち 6 項目を前倒しで達成したとされる¹⁸。今期は運用系のプロセス指標を削り、質と経済貢献を測る 6 指標に集約した。

(c) 使用料指標の性格。当該指標は輸出額と輸入額のグロス合計であり、対外収支の差額を示すものではない。累計 19,600 億元→20,000 億元という設定からは、**取引規模の高い成長を前提としていない**ことが読み取れるにとどまり、知財収支の改善・悪化については何も示唆しない。

(d) 渉外知財の柱としての強化。渉外知的財産権保護（紛争案例庫の構築、越境 EC 知財保護、海外権利行使支援基金、海外重点展示会での権利行使指導等）が明示的に拡充された¹。中国企業の海外展開支援と対外摩擦対応の双方の要請を反映したものと分析される。

3. 4 つの重点任务と 12 の専項工程

- (1) 保護環境の最適化：法令制度と保護体系の拡充、渉外知財保護の強化により、全面的イノベーションを支える保護環境を整備する。
- (2) 運用効能の向上：転化運用能力の強化、新質生産力に資する知財供給の拡大、知財サービス産業の高質量発展により、経済の質の高い発展を促す。
- (3) 総管理体制の整備：管理水準の向上、公共サービスと社会共同ガバナンスの強化により、高効能ガバナンスを実現する。
- (4) 国際協力の新構造構築：グローバル知財ガバナンスへの深度参加と国際交流協力の深化により、高水準の対外開放に適した国際協力体制を形成する。

12 の専項工程（專欄 2～13）は、①戦略的新興産業知財保護、②中医薬知財保護、③営業秘密保護、④知財と人工知能の相互促進、⑤中小企業発展促進、⑥著作権による産業発展促進、⑦地理的表示による区域特色経済発展、⑧区域重大戦略への知財サービス、⑨特許・商標の高質量審査審理、⑩知財データ開発利用、⑪知財人材の牽引、⑫「一帯一路」知財高質量協力、である^{1,2}。

3.1 立法・法改正の予定と進捗（確認事実）

本規画が掲げる立法項目のうち、商標法はすでに手当てが完了している。実務対応上、両者を区別することが重要である。

項 目	状 況
商標法	2026 年 6 月 26 日に全面改正が成立・公布、2027 年 1 月 1 日施行（9 章 87 条、1983 年施行以来初の全面改正）。 今後の監視対象は実施条例、審査・審理指南、経過措置
著作権法関連法規・規章	改正を適時推進（実施条例の改正案が公表段階との報道あり）
地理的表示	専門立法を継続推進
営業秘密	保護制度の整備
集積回路配置設計	法規・規章の改訂
植物新品種保護条例	実施細則の改訂を加速
知的財産権税関保護条例	改訂を加速
中医薬伝統知識保護条例	制定
知財分野の独占禁止制度	整備

出典：[1][6]（規画本文）、[7][8]（商標法）。

4. 重点領域の内容と国際的文脈

4.1 AI×知的財産

專欄 5「知的財産権と人工知能の相互促進工程」は双方向の施策からなる。保護制度側では、特許出願における AI 使用申告制度の研究、AI 関連発明の特許出願ガイドラインの適時改正、VR・AR 等デジタル領域における意匠保護客体の研究、動的図形ユーザーインターフェースの提出規則の調整、AI 発展に適応した著作権制度の整備が挙げられる^{1,2}。

業務活用側では、マルチモーダル大規模モデルによる特許・商標審査支援システムの継続的最適化、海外知財侵害リスクの智能識別モデルの改善、行政執法・行政裁決の智能化とデジタル化、AI とビッグデータによる大学・研究機関の高価値特許のスクリーニングと企業とのマッチング、「人工知能＋」知財情報サービスの応用場面拡大が示されている^{1,2}。CNIPA は公表時の記者会見で、具身知能（エンボディド AI）、ブレイン・コンピュータ・インターフェース等の新興・未来産業に対応する権利付与・確権モデルの整備を課題として挙げた⁴。

分析：AI 関連の知財ルール整備という方向性自体は前期規画から継続している。本規画で新規性が高いのは「特許出願における AI 使用申告制度」の検討であり、これは日米欧のいずれもまだ制度化していない。仮に導入されれば、出願実務上の負担とグローバル出願における申告内容の整合性確保が新たな論点となる。ただし本規画の記述は「研究」段階であり、導入時期・要件・違反時の効

果はいずれも未確定である。

4.2 標準必須特許（SEP）と関連する WTO 紛争

本規画は「標準必須特許の公平合理的な許諾使用の一層の強化」「国際標準必須特許專題データベースの構築・整備」「特許と国際標準策定の有効な結合の推進」を掲げる⁶。SEP に関する協調的規制の方針は前期規画にも存在したため、これは方針転換ではなく深化と位置づけるのが正確である。

以下は本規画への評価ではなく、これを取り巻く関連政策文脈である。DS611（EU 対中国、反禁訴令）は、2025 年 7 月 21 日の DSU 第 25 条仲裁裁定で中国の反禁訴令政策が TRIPS 協定違反と判断された。欧州委員会は 2026 年 4 月 1 日、中国が最高人民法院の 2025 年 9 月 23 日付通知により当該政策を撤回したと表明している¹⁰。もっとも Mark Cohen 氏は、当該通知が通常の検索で確認できず、最高人民法院および知財法廷の資料が依然として反禁訴令・反反禁訴令の実務を記述していることから、履行は部分的であると指摘する¹¹。

DS632（グローバルライセンス条件の設定）については、EU が 2026 年 2 月 12 日にパネル設置を要請し¹³、2026 年 3 月 19 日の DSB 会合でパネルが設置された。豪州、ブラジル、カナダ、コロンビア、インド、インドネシア、日本、韓国、ノルウェー、パキスタン、ロシア、シンガポール、スイス、英国、米国、ベトナムが第三国参加を留保している¹²。

留保：DS632 について、2026 年 5 月の DSU 第 25 条仲裁手続合意および 7 月のパネル構成が報じられているが、WTO 公式ページは自動アクセスが制限されており、本報告作成時点で入手できた記述はパネル設置（3 月 19 日）までであった。5 月以降の手続進行は各自で最新状況を確認されたい。

分析：SEP 国際データベース構想は、必須性（essentiality）判定の事実上の主導権という観点から読むことができる。専門メディアには、政府系機関が蓄積した必須性分析をデータベースに活用しうるとの見方があるが²⁸、これは第三者による未検証の仮説であり、本規画本文にはそのような記述はない。

4.3 データ知的財産権

本規画は「データ知的財産権保護ルールの構築の探索」を掲げる¹。CNIPA は 2026 年 7 月 29 日の記者会見で、データ知財登記証書が司法裁判および資産計上（資産入表）の場面で活用され、累計の融資増信金額が約 160 億元、取引許諾・証券化金額が 20 億元超に達したと説明した^{4,5}。なお 2026 年 1 月の CNIPA 全国局長会議報告では、試点地方の登記証書が 4 万件超、融資増信・許諾取引金額が約 150 億元とされている¹⁸。

分析：中国のデータ知財登記は、CNIPA 系の試点と国家データ局・財政部の資産計上枠組みが並存する国家主導型のモデルである。EU のデータ法（Data Act）はコネクテッド製品等から生成される

データへのアクセス・利用・共有を主眼とし、公共部門データの再利用はオープンデータ指令の領域であるため²⁷、中国のモデルとは制度設計の出発点が異なる。

留保：登記の審査方式や証拠効果は、制度および地方の試行ごとに異なる。現時点で確実に言えるのは、**全国統一の排他的権利は未確立である**ということであり、「形式審査にとどまる」と一律に述べることはできない。

4.4 中医薬・地理的表示・遺伝資源

專欄 3 は、中医薬伝統知識保護条例の制定、中医薬経典名方・少数民族医薬の発掘と保護、中医薬伝統知識保護データベースの構築、道地薬材の地理的表示保護を掲げる^{1,6}。あわせて生物遺伝資源の持続可能な利用と利益配分の推進、重要な生物遺伝資源の流出リスク評価の強化が明記されている¹。

WIPO の「知的財産、遺伝資源および関連する伝統的知識に関する条約」（GRATK 条約、2024 年 5 月 24 日採択）は、2026 年 7 月の第 68 回 WIPO 一般総会時点で、マラウイ、ウガンダ、アルバニア、ペルーの 4 カ国が批准・加入書を寄託している¹⁴。発効には 15 カ国が必要であり、条約は未発効である²⁴。

4.5 「一帯一路」とグローバル知財ガバナンス

專欄 13 は、「一帯一路」共同建設国・地域との知財情報インフラ協力、検索・審査・研修サービスの提供、審査情報の共有とデータ交換、知財修士学位教育プロジェクト、執法協力、法制度・政策環境の追跡研究を掲げる^{1,6}。本文はまた、WIPO 多国間事務への建設的参加、特許審査ハイウェイ（PPH）国際協力ネットワークの拡大、CPTPP・DEPA 等の多国間・二国間経貿協定における知財問題の研究と交渉を明記する¹。

関連事実：CNIPA は、中国・EU 間の PPH 試行プログラムを 2026 年 8 月 1 日に開始し、中国・カナダ間の PPH 試行を延長した旨を公表している¹⁹。これは本規画の国際協力方針と整合する具体的動きである。中国国内メディアは、本規画の国際協力部分を「中国がグローバル知財ガバナンスに新たな動能を注入する」ものとして肯定的に報じている¹⁵。

5. 国内外の初期反応

本章の構成上の注意：本規画に対する直接的な論評が確認できたのは中国国内のみである。米国・欧州・日本の項で扱う内容は、本規画への評価ではなく、本規画の実効性を占ううえで参照すべき関連政策文脈である。この区別は各項で明示する。

5.1 中国国内（本規画への直接的論評あり）

CNIPA は公表と同日に導読を掲載し¹、人民日報は指標と重点任務の意義を解説した⁵。CNIPA 申長雨局長は 2026 年 8 月 4 日付人民日報に署名論説を寄せている¹⁹。

学界からの論評（確認事実）。新華社配信記事では、清華大学法学院の崔国斌院長が、本規画は「十五五」期の知財工作の目標定位と戦略任務を明確化し、今後 5 年の「施工图」を定めるものと評価している³。また馬一德氏は、東部の先進地域に適した制度が中西部にそのまま適合するとは限らないとして、地域間の発展不均衡と産業構造の差異を踏まえた分類施策・精準供給の必要性を指摘している²¹。

分析：国内論評は総じて肯定的であるが、上記の馬一德氏の指摘のように、実施面での地域差を課題として挙げる論調も存在する。査読誌レベルの学術的分析は公表から日が浅く、今後の公表を待つ必要がある。

5.2 米国（本規画への直接反応は未確認／関連政策文脈）

本規画に対する米国政府・業界団体の公式論評は確認できなかった。ただし CNIPA は 2026 年 8 月 3 日に在中国米国商工会議所（AmCham China）会頭一行と北京で会見した旨を公表しており¹⁹、対話自体は継続している（会見内容の詳細は未確認）。

関連政策文脈：USTR は 2026 年 4 月 30 日公表の 2026 年スペシャル 301 条報告書で中国を優先監視国（Priority Watch List）に指定した。同報告書は、中国の知財改革のペースが 2025 年も緩慢であったとし、改正刑法・著作権法・特許法の履行状況、技術移転、営業秘密、模倣品、オンライン海賊版、悪意の商標出願、地理的表示を課題として列挙している¹⁶。また USTR は 2025 年 10 月 24 日、第一段階合意の履行に関する通商法 301 条調査を**新規に開始**した（2025 年 12 月 1 日まで意見公募、12 月 16 日公聴会）¹⁷。

分析：USTR の評価軸は制度の文言ではなく執行の実績にあるため、本規画の存在自体が短期的に評価を変える可能性は低い。次回 2027 年報告書での言及内容と、301 条調査の結論が、米国政府の公式評価を知る機会となる公算が大きい。

5.3 欧州（本規画への直接反応は未確認／関連政策文脈）

欧州委員会、EUIPO、中国 EU 商会による本規画への直接論評は確認できなかった。現時点で EU・中国間の知財関係を規定しているのは、4.2 で述べた WTO 紛争 DS611・DS632 である。他方、実務レベルでは中国・EU 間の PPH 試行が 2026 年 8 月 1 日に開始されており¹⁹、係争と協力が並行している。

分析：中国 EU 商会は例年秋に Position Paper を公表しており、そこでの言及が欧州産業界の評価を知る最初の実質的な機会となる可能性がある。ただしこれは過去のパターンからの推測であり、確定的なものではない。

5.4 日本

JETRO 北京事務所が 2026 年 8 月 13 日付ビジネス短信で本規画の骨子（4 重点任務、12 事業）を報じた²。同記事は、AI 関連について特許出願における AI 活用の申告制度の検討、AI 関連発明の特許出願ガイドラインの改正、著作権制度の整備、AI 活用による特許・商標審査、侵害リスク識別、行政執法の高度化に言及している²。

日本知的財産協会、日本弁理士会、特許庁による本規画固有の論評は確認できなかった。SEP に関連しては、アンダーソン・毛利・友常法律事務所が DS611 裁定の解説を公表している²⁶。

5.5 その他・専門メディア

英語圏では、China IP Law Update（Aaron Wininger 氏）が本規画の要旨と指標を紹介した記事を公表し、同記事は National Law Review に転載されている^{22,23}（両者は同一記事であり、独立した 2 つの評価ではない）。WIPO、韓国特許庁、ASEAN 諸国、グローバルサウス諸国からの本規画に対する公式論評は確認できなかった。

6. 批判的視点と論点

(1) 実効性と執行の不均一性。 USTR は営業秘密の司法執行が依然として弱く、改正刑法の履行が不完全であると指摘している¹⁶。中国国内でも、地域間の発展不均衡を踏まえた分類施策の必要性が学界から指摘されている²¹。制度整備と執行の実効性の間に開きが残るという点は、内外で認識が一致している。

(2) 指標設定の保守性。 前期規画で 8 指標中 6 指標が前倒し達成されたことは¹⁸、一部の目標設定が保守的であった可能性を示唆する。今期も社会満足度（82.81→83.90 点）や著作権産業 GDP 比（7.46→7.53%）は伸び幅が小さい。ただし高価値発明特許については、定義が 4 類型に厳格化されたうえで 37%増を掲げており、指標ごとに野心度が異なる点に留意すべきである。

(3) 産業政策・国家安全保障との一体化。 本規画は關鍵核心技术攻関への奉仕、科学技術保密制度の整備、重要な生物遺伝資源の流出リスク評価を明記しており¹、知財が技術自立および国家安全保障の政策手段と一体化している。USTR はこの点を外国権利者への公平適用の観点から懸念事項として挙げている¹⁶。

(4) SEP を巡るフォーラム競争。Cohen 氏は、欧州統一特許裁判所や英国裁判所も反・反禁訴令やグローバルレート設定を行っており、これを中国固有の問題と断じることが難しくなっていると指摘する¹¹。SEP を巡る対立は、単純な「中国対西側」の構図では捉えきれない。

(5) 中国側の立場。本規画は各種所有制経済への「同責同罪同罰」を明記し、内外資の平等待遇とグローバルガバナンスへの建設的貢献を前面に出している^{1,15}。

7. 日本企業・知財部門への実務的含意

7.1 即時（～2026 年内）

- **改正商標法の施行準備。**2027 年 1 月 1 日施行が確定しているため、対応は「改正を待つ」段階ではない。実施条例、審査・審理指南、経過措置の公表を追跡し、施行前後にまたがる出願・異議・取消手続について適用法の切り分けを整理する。
- **その他の立法カレンダーの監視。**営業秘密関連立法、データ知財ルール、著作権法実施条例、AI 関連発明の特許審査ガイドライン改正について、CNIPA・国家市場監督管理総局・国家版權局の意見募集稿公表を起点に社内対応を起動する。
- **対中出願の質重視への対応。**高価値発明特許の 4 類型は中国国内居住者の保有特許を対象とする国家統計指標であり、外国企業の出願要件ではない。もともと、規画全体が非正常出願の規制強化と質重視を明確にしているため、防衛的な量出願から中核技術の厳選出願への移行という方向性自体は妥当である。

7.2 中期（2027～2028 年）

- **SEP ライセンス戦略の再点検。**DS611 の履行状況と DS632 の帰趨を見極めつつ、中国裁判所のフォーラム選択リスクを前提としたライセンス交渉・訴訟地戦略を設計する。国際 SEP データベースについては、運用主体、算入基準、必須性判定の方法が公表された段階で、自社ポートフォリオへの影響を評価する。
- **営業秘密管理と越境紛争対応。**專欄 4（営業秘密保護工程）が涉外営業秘密権利行使センターの建設と越境保護の指導・協調を掲げているため、中国拠点の営業秘密管理体制と紛争対応フローを点検する。
- **データ知財登記の位置づけ確認。**資産計上・融資担保としての活用可否を検討する際は、全国統一の排他的権利が未確立であること、審査方式と証拠効果が制度・地方ごとに異なることを前提とする。

7.3 継続的対応

- **地理的表示・中医薬・遺伝資源。**食品・農産・伝統薬関連は、地理的表示専門立法と、GRATK 条約発効時に生じうる遺伝資源開示要件に備える。同条約は未発効であり、当面は各国の国内法動向の追跡で足りる。
- **越境 EC・模倣品対策。**本規画の越境 EC 知財保護と税関保護の強化を活用し、プラットフォームと連携した権利行使を強化する。

7.4 判断を変える閾値

- 改正商標法の実施条例・審査指南が公表された場合 → 出願・異議戦略の具体的見直し。
- DS632 パネルが中国のグローバルレート設定を TRIPS 違反と認定した場合 → 中国における SEP 係争リスクの再評価。
- AI 使用申告制度が「研究」から具体的な制度案に進んだ場合 → AI 利用を伴う発明の出願プロセスと社内記録管理の見直し。
- データ知財に権利創設効果を与える立法がなされた場合 → データ資産戦略の抜本的見直し。

8. 留保事項

- **反応の限定性。**本規画は 2026 年 7 月 31 日公表であり、本報告作成時点まで約 3 週間である。USTR、欧州委員会、中国 EU 商会、AmCham China、日本知的財産協会、日本弁理士会による本規画固有の公式論評は確認できなかった。これは評価が否定的であることを意味せず、まだ出ていない段階であると解すべきである。
- **公表版が削減版であること。**公表本文には「（本文有削減）」と明記されている。削除部分の内容・分量は、非省略版が公表されるまで確認できない。
- **出典の独立性。**参考文献[1][6][24]は同一の規画本文の掲載・転載関係にあり、[22][23]も同一記事の転載である。これらを独立した複数の評価として扱っていない。
- **未検証情報。**SEP データベースに関する第三者分析[28]および AIPPI China 関連記事[29]は、ペイウォールまたはアクセス制限により全文を確認できていない。本文中では未検証の仮説として明示した。
- **DS632 の進行状況。**本報告で確認できたのは 2026 年 3 月 19 日のパネル設置までである。5 月以降の進捗については本文 4.2 の留保を参照されたい。

- **数値の時点差。** データ知財の金額は、2026 年 1 月時点（約 150 億円）と 2026 年 7 月 29 日時点（約 160 億円）で異なる。本文では双方を時点とともに記載した。

参考文献

- [1] CNIPA「导读 国务院关于印发《知识产权保护和运用"十五五"规划》的通知」2026 年 7 月 31 日（規画本文） https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/7/31/art_3693_207456.html
- [2] JETRO「中国国务院、知的財産権分野の 5 カ年規画を発表、4 重点任務、12 事業を推進（中国）」ビジネス短信、2026 年 8 月 13 日、北京発（趙薇）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2026/08/c4cfee6e10537e55.html>
- [3] 新華社「国务院常务会议解读 | 国务院常务会议审议通过《知识产权保护和运用"十五五"规划》」2026 年 7 月 20 日（崔国斌氏コメントを含む）
<https://www.news.cn/20260720/524b5fcfdc3b4f738f3cecd3f361d6c9/c.html>
- [4] 國務院新聞弁公室「"开局起步"十五五"系列主题新闻发布会」2026 年 7 月 29 日 図文実録（CNIPA 芮文彪 副局長ほか） <https://www.cta.org.cn/a/cont-19089.html> ※転載サイト。原文は國務院新聞弁公室サイト
- [5] 人民日報「确保知识产权强国建设取得决定性进展（权威发布・开局起步"十五五"）」2026 年 7 月 30 日
<https://cpc.people.com.cn/n1/2026/0730/c64387-40770720.html>
- [6] 中国教育和科研計算機網（CERNET）「国务院关于印发《知识产权保护和运用"十五五"规划》的通知」2026 年 8 月 3 日（規画本文の転載）
https://www.cernet.edu.cn/rd/gai_kuang/zheng_ce_fa_gui/202608/t20260803_2762172.shtml
- [7] CNIPA「中华人民共和国主席令（第七十七号）」2026 年 6 月 26 日（改正商標法の公布）
https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/6/26/art_3685_206934.html
- [8] 深圳市福田区人民法院「商标法施行四十多年迎来首次全面修订」2026 年 6 月 29 日（9 章 87 条、2027 年 1 月 1 日施行） https://www.ftcourt.gov.cn/xwzx/fzyw/content/post_1939984.html
- [9] 国家発展改革委員会「"十四五"规划《纲要》主要指标之 5 | 每万人口高价值发明专利拥有量」2021 年 12 月 25 日（高価値発明特許の 5 類型の定義）
https://www.ndrc.gov.cn/fggz/fzzlgh/gjfgzh/202112/t20211225_1309652.html
- [10] European Commission, DG Trade, "Following WTO ruling favourable to EU, China announces withdrawal of its anti-suit injunction policy," 2026 年 4 月 1 日 https://policy.trade.ec.europa.eu/news/following-wto-ruling-favourable-eu-china-announces-withdrawal-its-anti-suit-injunction-policy-2026-04-01_en
- [11] Mark A. Cohen, "China's ASI Strategic Retreat and WTO Compliance," China IPR, 2026 年 4 月 3 日
<https://chinaipr.com/2026/04/03/chinas-asi-strategic-retreat-and-wto-compliance/>
- [12] WTO, DS632: China — Worldwide Licensing Terms for Standard Essential Patents（パネル設置および第三国参加国） https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds632_e.htm ※自動アクセス制限あり。検索結果の記載に依拠
- [13] European Commission, DG Trade, "EU requests WTO panel in dispute with China over royalties for EU high-tech sector," 2026 年 2 月 12 日 <https://policy.trade.ec.europa.eu/news/eu-requests-wto-panel-dispute->

- [14] Open AIR / ABS Canada 「68th WIPO General Assembly: Gauging the Pulse on the IGC and the GRATK Treaty」 2026 年（批准・加入 4 カ国＝マラウイ、ウガンダ、アルバニア、ペルー）
<https://openair.africa/68th-wipo-general-assembly-gauging-the-pulse-on-the-igc-and-the-gratk-treaty/>
- [15] 法治日報「中国为全球知识产权治理注入新动能」 2026 年 8 月 10 日
http://www.legaldaily.com.cn/index_article/content/2026-08/10/content_9438100.html
- [16] China IP Law Update 「China Retains Priority Watch List Status in USTR's 2026 Special 301 Report…」 2026 年 5 月（USTR 2026 年スペシャル 301 条報告書の解説）
<https://www.chinaiplawupdate.com/2026/05/china-retains-priority-watch-list-status-in-ustrs-2026-special-301-report-with-continuing-concerns-over-technology-transfer-trade-secrets-and-counterfeiting/>
- [17] USTR 「USTR Initiates Section 301 Investigation of China's Implementation of the Phase One Agreement」 2025 年 10 月 24 日 <https://ustr.gov/about/policy-offices/press-office/press-releases/2025/october/ustr-initiates-section-301-investigation-chinas-implementation-phase-one-agreement>
- [18] CNIPA 「2026 年全国知识产权局局长会议工作报告（摘编）」 2026 年 1 月 7 日（「十四五」実績、データ知財登記 4 万件超・約 150 億元） https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/1/7/art_53_203564.html
- [19] CNIPA 公式サイト（申長雨局長の人民日報署名論説 2026 年 8 月 4 日、中国米国商工会議所会頭との会見 2026 年 8 月 3 日、中欧 PPH 試行の 2026 年 8 月 1 日開始、中加 PPH 試行の延長）
<https://www.cnipa.gov.cn/>
- [20] 経済観察網「国务院常务会议审议通过《知识产权保护和运用"十五五"规划》」 2026 年 7 月 21 日（新華財經配信） <http://www.eeo.com.cn/2026/0721/966991.shtml>
- [21] 每日经济新闻「国务院：审议通过《知识产权保护和运用"十五五"规划》，加快推动相关法律法规立改废释」 2026 年 7 月 20 日（马一德氏コメント） <https://www.nbd.com.cn/articles/2026-07-20/4483848.html>
- [22] Aaron Wininger, "China's State Council Releases 15th Five-Year Plan for Intellectual Property Protection and Utilization," China IP Law Update, 2026 年 8 月 <https://www.chinaiplawupdate.com/2026/08/chinas-state-council-releases-15th-five-year-plan-for-intellectual-property-protection-and-utilization/>
- [23] National Law Review（[22]の転載） <https://natlawreview.com/article/chinas-state-council-releases-15th-five-year-plan-intellectual-property-protection>
- [24] 中国网「国务院印发《知识产权保护和运用"十五五"规划》」 2026 年 8 月 1 日（本文転載）
http://news.china.com.cn/2026-08/01/content_118628565.shtml
- [25] China IP Law Update 「China's National Data Administration Issues Draft Guidelines for Data Property Registration (Trial) for Public Comment」 2026 年 4 月 <https://www.chinaiplawupdate.com/2026/04/chinas-national-data-administration-issues-draft-guidelines-for-data-property-registration-trial-for-public-comment/>
- [26] アンダーソン・毛利・友常法律事務所「IP & Emerging Technology Newsletter」 2026 年 3 月 25 日（WTO DS611 裁定の解説） https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins6_pdf/IPETN2026-2.pdf
- [27] European Commission 「Data Act explained」 および「Open Data Directive」 <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/factpages/data-act-explained> ※URL 未検証。制度の主眼に関する記述の出典
- [28] Sisvel Insights（ip fray の分析を引用） <https://www.sisvel.com/insights/> ※恒久リンク未特定。ip fray 原記事はペイウォールのため未検証の第三者仮説

[29] AIPPI China 「New Trends in China's Intellectual Property Law and Practice (Outlook for the Start of the 15th Five-Year Plan in 2026)」 IPLINK ASIA <https://www.iplink-asia.com/article-detail.php?id=1438> ※自動
アクセス制限あり、抜粋のみ確認

本報告は、公表から約3週間時点の暫定的整理である。特に、外国政府・業界団体の反応、DS632の手続進行、商標法実施条例の整備状況については、今後の更新を前提とされたい。